

「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について 改正の方向性（案）
に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

- 1 意見募集期間 令和8年4月16日から令和8年5月15日まで
- 2 意見数：6件
- 3 対応区分
 - ①反映する：2件
 - ②反映済：0件
 - ③参考にする：3件
 - ④反映又は参考にさせていただくことが難しいもの：0件
 - ⑤その他：1件

番号	意見	対応区分	意見に対する考え方
1-1	地域共生の実態に則した運用 「地域との共生の図られた太陽光発電を導入に向けて、「指導・規制等の方策」を取る」といった内容の記載がありますが、導入の規制だけに着目せず、意見のあった稼働済みの太陽光発電施設に対する指導や、地域の声を反映させている発電所への規制緩和等、画一的に規制を行うのではなく、地域との共生の実態に沿った、運用を期待します。	③	令和8年2月20日に開催した「第1回三重県環境審議会 環境影響評価部会」においても、「地域との共生が図られた施設については、再生可能エネルギーの導入を促進する観点からの検討も必要ではないか」との意見を頂いていることから、適切な運用を図ってまいります。
1-2	森林区域での開発について 実際に地域の方々とお話しする中で、土地の処分や活用の問題を解決できる方法として、太陽光発電所の建設があると認識しています。その中で、画一的に森林区域：1ヘクタール以上は簡易的環境影響評価の対象にするのではなく、県が定める森林計画区域内外で、規制内容を変化させるなど、より実態に則した規制内容とすることを求めます。	①	対象とする「森林区域」については、森林法第5条において都道府県知事が策定する地域森林計画の対象となる民有林等、自然的・社会的条件に特に配慮すべき地域とすることなどを想定しています。
1-3	進めている計画への緩和措置について 三重県環境保全条例の届出が提出済みである等、計画をすすめているものについて、緩和措置を希望します。	①	改正規則の公布から施行までの間に十分な期間を設けるとともに、一定の許認可等の手続が行われている事業については、改正後の規定を適用除外とするなど経過措置を導入することとします。

番号	意見	対応区分	意見に対する考え方
2-1	三重県レッドデータブック 2025 には県内の希少野生動植物主要生息生育地（ホットスポットみえ）として 67 地点のホットスポットが掲載されています。 これらの中には太陽光発電施設設置により希少野生動植物が絶滅の危機に瀕し、希少種以外の野生動植物種も減少傾向にあり、生物多様性が失われつつあります。 方向性（案）①のポイント表-1 において示されている改正後の事業区域の面積ですが、少なくともホットスポットにおいては 1 ha 以下であっても環境アセスメントの対象とすることを望みます。	③	生物多様性の保全や希少な種の生息・生育場所の保護の観点については、重要な事柄であるため、今後の施策の参考とさせていただきます。
2-2	『「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について 改正の方向性（案）』p4にある＜主な意見＞の「生物多様性の観点から・・・」の意見については、是非この方向で取り組んでいただきたいと思います。 特に対象事業となる所については、環境調査および保全対策で終了ではなく、その後の追跡調査（例えば 5 年後の現況調査、保全対策の実施など）も加える必要があるかと思います。	③	生物多様性の保全や希少な種の生息・生育場所の保護の観点については、重要な事柄であるため、今後の施策の参考とさせていただきます。 また、現行制度において、事後調査（事業の実施以後に、当該事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するために行う調査）に関する規定を設けていることから、引き続き本規定を適切に運用してまいります。
3	産業廃棄物処理場が三重県内にこれ以上できないようにしていただきたいです。廃棄物が地下に浸透し、川や汚水環境汚染に繋がるからです。 太陽光発電、太陽光パネルも温暖化を招き山の土砂崩れの原因になりパネル自体が産業廃棄物である事で、地球には優しくなく、エコでもありません。電気代は高騰し続けるばかりです。よろしくお願いします。	⑤	—

※原則原文を記載（誤植と思われる記載事項等については、一部内容を修正）

※環境影響評価制度以外の施策等に関する意見については、意見のみ記載

「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について 改正の方向性（案）
に対する市町意見照会の結果について

- 1 意見照会期間 令和8年4月16日から令和8年5月15日まで
- 2 意見数：3件
- 3 対応区分
 - ①反映する：0件
 - ②反映済：1件
 - ③参考にする：2件
 - ④反映又は参考にさせていただくことが難しいもの：0件
 - ⑤その他：0件

番号	意見	対応区分	意見に対する考え方
1-1	太陽光発電施設について、対象事業範囲を拡大されることは、自然環境及び生活環境の保全の観点から望ましいと考えます。 しかしながら、太陽光発電事業においては、各種規制やガイドラインの適用を回避することを目的として、事業区域を細分化したうえで、それぞれを別法人名義で申請することにより規制を逃れる事例が常態化しているのが実情です。 事業対象範囲を拡大した場合、こうした手法による分割が一層進み、結果として自然環境や生活環境への悪影響を十分に抑制できなくなるおそれも懸念されます。 この点に関して、三重県ホームページ「Q6 隣接地で他の事業者がメガソーラーを計画している場合、面積は合計されますか。」において、一連の事業と認められる場合には面積を合算して判断する旨が示されているところです。 (https://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/87949000001.htm) こうした趣旨に基づき、事業者による恣意的な分割・名義変更等を含め、一体的な事業とみなすべきケースについては、今後一層、厳格かつ実効性のある運用を行っていただきたいです。	②	事業の一体性については、引き続き厳格な運用を図ってまいります。

番号	意見	対応区分	意見に対する考え方
1-2	たとえ面積が小さく、かつ特別地域に指定されていない地域での案件であっても、生物多様性に重大な影響を及ぼす事例が各地で散見されます。 このため、現行制度において対象事業範囲が基本的に面積基準により定められていることは理解しつつも、生物多様性への影響が多大であると判断されるケースについては、例外的に環境影響評価の対象とすることができる規定を設けていただきたいと思います。 なお、三重県自然環境保全条例においては、1haを超える開発行為に対し届出と生息状況確認の義務が課されているところです。 この仕組みを活用し、その調査結果に応じて環境影響評価条例に基づく手続きを求めるなど、既存条例と効果的に連携した運用が図られることを期待します。 あわせて、三重県自然環境保全条例に基づく手続においては、事業者による現地調査が形式的なものにとどまっている事例も多く見受けられることから、調査方法や調査内容の妥当性を十分に確認し、不適切な調査に対しては是正を指導するなど、適正な調査が担保されるよう、より一層厳格な運用を行っていただきたいと思います。	③	生物多様性の保護や希少な種の生息・生育場所の保護の観点については、重要な事柄であるため、今後の施策の参考とさせていただきます。 また、三重県環境影響評価条例においては、事業に必要な許認可等を行うにあたり、環境影響評価手続の結果（評価書や措置報告書の内容）を配慮するものと規定していることから、引き続き関係部局と連携しながら、本制度の厳格な運用を図ってまいります。
2	「森林区域においては、準対象事業としての簡易的環境アセスメントの規模要件を1ha以上」とする改正案に賛成します。ただし、「森林区域」の定義が明確でない点が気になります。『三重県自然環境保全条例に基づく開発行為届出マニュアル』では対象が自然地（樹林地、農地、湿地、湖沼等）と定義されており、地域森林計画の対象外の土地であっても、休耕田や湿地など希少生物の生息環境として高く評価される土地は少なくありません。また、『改正の方向性（案）』p.3に「森林伐採を伴うメガソーラーについて（中略）環境配慮を促していく」とありますが、このような自然環境に対して開発工事が与える影響は樹木の伐採を伴う場合に限らず、樹木の伐採は伴わない場合においても、日照や水量・水質等の変化が環境に著しい負荷を与えることが容易に想定されます。 したがって、三重県内に残された貴重な自然環境をより実効的に保全するため、改正後の条例においては規模要件を1ha以上とする土地の要件を、自然地（樹林地、農地、湿地、湖沼等）と規定していただきたいと思います。また、この種の土地においては開発行為が樹木の伐採を伴わない場合についても、（準）対象事業と規定していただきたいと思います。	③	対象とする「森林区域」については、森林法第5条において都道府県知事が策定する地域森林計画の対象となる民有林等、自然的・社会的条件に特に配慮すべき地域とすることなどを想定しています。 また、生物多様性の保護や希少な種の生息・生育場所の保護の観点については、重要な事柄であるため、今後の施策の参考とさせていただきます。

※原文を記載